

加重分等の無申告加算税がある場合の無申告加算税の税額の計算書
(通知書又は別表の「無申告加算税の額」は、この計算書の32欄の金額が記載しております。)

あなたの無申告加算税については、国税通則法の規定によって計算した通常分の加算税のほかに、
次の加算税の特例措置が適用されています。

- 国税通則法第66条第2項による加算税の5%加重措置
- 国税通則法第66条第3項による加算税の計算の特例措置
- 国税通則法第66条第5項による加算税の5%又は10%加重措置
- 国税通則法第66条第6項による加算税の10%加重措置
- 国外財産調書又は財産債務調書に係る加算税の5%軽減措置
- 国外財産調書又は財産債務調書に係る加算税の5%加重措置
- 国外財産調書に係る加算税の10%加重措置

年分 氏名 _____ 殿

		区分									
加 算 税 の 対 象 と な る 税 額		1		円	円						
累積納付税額	年	月	日	の	分						
	年	月	日	の	分						
	年	月	日	の	分						
	年	月	日	の	分						
	年	月	日	の	分						
1	欄	か	ら	6	欄	の	計	7			
2	欄	か	ら	6	欄	の	計	8			
1欄の金額と「7欄 - 50万円」の金額のいずれか少ない方の金額								9			
重 加 算 税 の 対 象 と な る 税 額								10			
国	第3項特例措置の適用がない場合	通 常 分	加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額 (1万円未満の端数切捨て)		11						
	第4項加重分	加 算 税 の 領 (11欄× %)		12		円		円			
	第5項加重分	加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額 (1万円未満の端数切捨て)		13							
通	第3項特例措置の適用がある場合	加 算 税 の 領 (13欄× 5%)		14		円		円			
	第4項加重分	「7欄 - 10欄」の金額と50万円のいずれか少ない方の金額 (1万円未満の端数切捨て)		15							
	第5項加重分	「7欄 - 10欄 - 50万円」と250万円のいずれか少ない方の金額 (1万円未満の端数切捨て)		16							
	第6項加重分	7欄 - 1 0 欄 - 3 0 0 万 円 (1万円未満の端数切捨て)		17							
	第7項加重分	8欄の金額と50万円のいずれか少ない方の金額 (1万円未満の端数切捨て)		18							
	第8項加重分	「8欄 - 50万円」と250万円のいずれか少ない方の金額 (1万円未満の端数切捨て)		19							
	第9項加重分	8欄 - 3 0 0 万 円 (1万円未満の端数切捨て)		20							
則	第5項加重分	加算税の額((15欄× % + 16欄× % + 17欄× %) - (18欄× % + 19欄× % + 20欄× %))		21		円		円			
	第6項加重分	加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額		22							
	第7項加重分	加 算 税 の 領 (22欄× %)		23		円		円			
	第8項加重分	加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額 (1万円未満の端数切捨て)		24							
法	第9項加重分	加 算 税 の 領 (24欄× 10%)		25		円		円			
	第10項加重分	加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額		26							
	第11項加重分	加 算 税 の 領 (26欄× 5%)		27		円		円			
	第12項加重分	加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額		28							
国外財産調書又は財産債務調書	第13項加重分	加 算 税 の 領 (28欄× 5%)		29		円		円			
	第14項加重分	加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額		30							
	第15項加重分	加 算 税 の 領 (30欄× 10%)		31		円		円			
無申告加算税の額(((12欄+14欄)又は21欄)+23欄+25欄-27欄+29欄+31欄)				32							

電子通知